

特定サービス産業実態調査に係る承認事項の改正要旨

平成 2 2 年 9 月
調査統計部サービス統計室

1. 改正の趣旨

「統計行政の新たな展開方向」（平成 1 5 年 6 月 2 7 日各府省統計主管部局長等会議申合せ）及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2 0 0 5」（平成 1 7 年 6 月 2 1 日閣議決定）等に基づき、経済センサスの枠組み及び経済センサスの創設に伴う大規模統計調査の統廃合、簡素、合理化について検討を行う「経済センサス（仮称）の創設に関する検討会」が設置され、同検討会における検討の結果、平成 1 8 年 3 月、「経済センサスの枠組みについて」（以下「枠組み」）が決定された。

この「枠組み」の重複是正の考え方、「枠組み」の見直しに伴う都道府県との合意等を踏まえると、平成 2 3 年調査を実施することは困難である。また、経済センサス-活動調査において、本調査の主要な調査事項については調査される予定であることから、平成 2 3 年調査は休止する。

2. 改正内容

平成 2 3 年特定サービス産業実態調査は、経済センサス-活動調査の結果を活用することとし、当該年における調査は休止することから、それに伴う必要の改正を行う。

申請事項記載書

1 調査の名称

特定サービス産業実態調査

2 変更の内容

変 更 案	変 更 前	変 更 理 由
1～4 略 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間 (1) 略 (2) 基準となる期日又は期間 毎年11月1日現在によって行う。<u>ただし、平成23年調査を除く。</u> 6 略 7 報告を求める期間 (1) 調査の周期 1年。<u>ただし、平成23年調査を除く。</u> (2) 略 8～12 略	1～4 略 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間 (1) 略 (2) 基準となる期日又は期間 毎年11月1日現在によって行う。 6 略 7 報告を求める期間 (1) 調査の周期 1年 (2) 略 8～12 略	「経済センサスの枠組みについて」(平成18年3月31日経済センサス(仮称)の創設に関する検討会決定)等に基づく経済センサス・活動調査の実施に伴う特定サービス産業実態調査の休止のため。

特定サービス産業実態調査計画（案）

1 調査の名称

特定サービス産業実態調査

2 調査の目的

特定サービス産業実態調査は、サービス産業の実態を明らかにし、サービス産業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

（1）地域的範囲

全国

（2）属性的範囲

特定サービス産業実態調査は、標本設計に基づく標本調査とし、別表の1から3及び10から28までの項に掲げる業種に属する事業所（以下「調査事業所」という。）のうち、経済産業大臣が指定するもの並びに別表の4から9までの項に掲げる業種に属する企業（以下「調査企業」という。）のうち、経済産業大臣が指定するものについて行う。

4 報告を求める者

（1）数：約55,000事業所又は企業

標本抽出の基礎となる母集団の大きさ：約28万事業所又は企業（平成18年事業所・企業統計調査）

（2）選定の方法（☐全数 ☒無作為抽出 ☐有意抽出）

「特定サービス産業実態調査における標本設計」参照

（3）報告義務者

調査事業所の管理責任者及び調査企業を代表する者。ただし、経済産業大臣が指定する企業（以下「一括調査企業」という。）に属する調査事業所にあつては、一括調査企業を代表する者。

なお、調査票の提出は次による。

1) 調査票による提出

① 別表の1から3及び10から28までの項に掲げる業種

ア 報告義務者（一括調査企業の報告義務者を除く。）は、調査票に所定の事項を記入し、これに記名して、1部を調査期日の属する年の11月30日までに都道府県知事に提出する。

イ 都道府県知事は、調査票を整理し、審査した上、調査期日の属する年の翌年1月31日まで

に経済産業大臣に提出する。

② 別表の4から9までの項に掲げる業種

報告義務者（一括調査企業の報告義務者を除く。）は、調査票に所定の事項を記入し、これに記名して、1部を調査期日の属する年の11月30日までに経済産業大臣に提出する。

③ 一括調査企業

一括調査企業の報告義務者は、調査票に所定の事項を記入し、これに記名して、1部を調査期日の属する年の12月15日までに経済産業大臣に提出する。

2) 電子情報処理組織による提出

① 報告義務者は、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定による電子情報処理組織を使用して、所定の事項を入力し、一括調査企業の報告義務者は調査期日の属する年の12月15日までに、それ以外の報告義務者は調査期日の属する年の11月30日までに提出する。

② 電子情報処理組織を使用して提出する場合は、前記①の電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に調査票が経済産業大臣又は都道府県知事に提出されたものとする。

③ 別表の1から3及び10から28までに掲げる業種の報告義務者から前記①及び②により都道府県知事に対して提出があった場合、都道府県知事は、記録がされたファイルを整理した上、調査期日の属する年の翌年1月31日までに審査を終了することで経済産業大臣への調査票の提出に代えることができる。

3) フレキシブルディスクによる提出

① 一括調査企業の報告義務者は、フレキシブルディスクに所定の事項を記録し、これに一括調査企業名等を記載したラベルをはり付け、1枚を調査期日の属する年の12月15日までに経済産業大臣に提出する。

② フレキシブルディスクを使用して提出する場合は、前記①の経済産業大臣に提出することで調査票の提出に代えることができる。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

以下に掲げる事項のうち、調査企業及び調査事業所の業種及び従業者数に応じて必要なものについて調査を行う。

①事業所名及び所在地

②企業名及び所在地

③本社の所在地

④経営組織及び資本金額又は出資金額

- ⑤本支社別
- ⑥事業の形態
- ⑦会社系統
- ⑧年間売上高
- ⑨年間契約高及び契約件数
- ⑩年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額
- ⑪従業者数
- ⑫会員数
- ⑬加盟店数
- ⑭入場者数
- ⑮施設
- ⑯受講生数

(2) 基準となる期日又は期間

毎年11月1日現在によって行う。ただし、平成23年調査を除く。

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

調査員調査：経済産業省－都道府県－統計調査員－報告者

郵送調査（調査企業）：経済産業省－民間事業者－報告者

郵送調査（一括調査企業）：経済産業省－報告者

※いずれの場合もオンラインによる報告が可能

(2) 調査方法（☒調査員調査 ☒郵送調査 ☒オンライン調査 ☐その他（ ））

1) 調査員調査

統計調査員は、調査事業所の報告義務者に調査票の記入を依頼し、回収する。

2) 郵送調査

経済産業省は、調査企業及び一括調査企業の報告義務者に調査票の記入を依頼し、回収する。

3) オンライン調査

経済産業省及び都道府県は、報告義務者に調査票の記入を依頼し、回収する。

なお、調査企業を対象とした郵送調査の業務委託内容は、調査票の送付・回収・督促・未記入照会に係る業務とする。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1年。ただし、平成23年調査を除く。

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査事業所及び調査企業：提出期限は調査年の11月30日。

一括調査企業：提出期限は調査年の12月15日。

8 集計事項

集計事項は、別添集計様式に掲げる事項とする。

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法

経済産業大臣は集計結果をインターネット及び定期刊行物により公表する。

(2) 公表の期日

調査期日から1年以内。

10 使用する統計基準

調査対象の範囲の画定に当たっては、日本標準産業分類によるとともに、集計結果の表章についても同分類の小分類による。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

関係書類の保存期間及び保存責任者は、次のとおりとする。

関 係 書 類	保存責任者	保存期間
調査票及びフレキシブルディスク	経済産業大臣	3年
集 計 表	経済産業大臣	3年
調査票及びフレキシブルディスク並びに集計表の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）	経済産業大臣	永年

12 立入検査等の対象とすることができる事項

5の(1)の報告を求める事項のうち、⑥から⑩までに掲げる事項。

番号	業 種(報告者数)	業 種 の 範 囲
1	ソフトウェア業(2414)	統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件(平成19年総務省告示第618号)に定める日本標準産業分類に掲げる小分類391-ソフトウェア業のうち、経済産業大臣が指定するもの
2	情報処理・提供サービス業(4654)	日本標準産業分類に掲げる小分類 392-情報処理・提供サービス業のうち、経済産業大臣が指定するもの
3	インターネット附随サービス業(1105)	日本標準産業分類に掲げる小分類 401-インターネット附随サービス業のうち、経済産業大臣が指定するもの
4	映像情報制作・配給業(2031)	日本標準産業分類に掲げる小分類 411-映像情報制作・配給業のうち、経済産業大臣が指定するもの
5	音声情報制作業(272)	日本標準産業分類に掲げる小分類 412-音声情報制作業のうち、経済産業大臣が指定するもの
6	新聞業(547)	日本標準産業分類に掲げる小分類 413-新聞業のうち、経済産業大臣が指定するもの
7	出版業(2100)	日本標準産業分類に掲げる小分類 414-出版業のうち、経済産業大臣が指定するもの
8	映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業(913)	日本標準産業分類に掲げる小分類 416-映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業のうち、経済産業大臣が指定するもの
9	クレジットカード業、割賦金融業(468)	日本標準産業分類に掲げる小分類 643-クレジットカード業、割賦金融業のうち、経済産業大臣が指定するもの
10	各種物品賃貸業(1283)	日本標準産業分類に掲げる小分類 701-各種物品賃貸業のうち、経済産業大臣が指定するもの
11	産業用機械器具賃貸業(4557)	日本標準産業分類に掲げる小分類 702-産業用機械器具賃貸業のうち、経済産業大臣が指定するもの
12	事務用機械器具賃貸業(390)	日本標準産業分類に掲げる小分類 703-事務用機械器具賃貸業のうち、経済産業大臣が指定するもの
13	自動車賃貸業(2030)	日本標準産業分類に掲げる小分類 704-自動車賃貸業のうち、経済産業大臣が指定するもの
14	スポーツ・娯楽用品賃貸業(653)	日本標準産業分類に掲げる小分類 705-スポーツ・娯楽用品賃貸業のうち、経済産業大臣が指定するもの
15	その他の物品賃貸業(2657)	日本標準産業分類に掲げる小分類 709-その他の物品賃貸業のうち、経済産業大臣が指定するもの
16	デザイン業(3775)	日本標準産業分類に掲げる小分類 726-デザイン業のうち、経済産業大臣が指定するもの
17	広告業(2803)	日本標準産業分類に掲げる小分類 731-広告業のうち、経済産業大臣が指定するもの
18	機械設計業(2145)	日本標準産業分類に掲げる小分類 743-機械設計業のうち、経済産業大臣が指定するもの
19	計量証明業(735)	日本標準産業分類に掲げる小分類 745-計量証明業のうち、経済産業大臣が指定するもの
20	冠婚葬祭業(1652)	日本標準産業分類に掲げる小分類 796-冠婚葬祭業のうち、経済産業大臣が指定するもの
21	映画館(699)	日本標準産業分類に掲げる小分類 801-映画館のうち、経済産業大臣が指定するもの
22	興行場(別掲を除く)、興行団(1055)	日本標準産業分類に掲げる小分類 802-興行場(別掲を除く)、興行団のうち、経済産業大臣が指定するもの
23	スポーツ施設提供業(2576)	日本標準産業分類に掲げる小分類 804-スポーツ施設提供業のうち、経済産業大臣が指定するもの
24	公園、遊園地(937)	日本標準産業分類に掲げる小分類 805-公園、遊園地のうち、経済産業大臣が指定するもの
25	学習塾(4280)	日本標準産業分類に掲げる小分類 823-学習塾のうち、経済産業大臣が指定するもの
26	教養・技能教授業(5459)	日本標準産業分類に掲げる小分類 824-教養・技能教授業のうち、経済産業大臣が指定するもの
27	機械修理業(電気機械器具を除く)(2075)	日本標準産業分類に掲げる小分類 901-機械修理業(電気機械器具を除く)のうち、経済産業大臣が指定するもの
28	電気機械器具修理業(1481)	日本標準産業分類に掲げる小分類 902-電気機械器具修理業のうち、経済産業大臣が指定するもの

特定サービス産業実態調査の必要性について

平成 22 年 9 月
調査統計部サービス統計室

特定サービス産業実態調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として特定サービス産業実態調査規則（昭和49年通商産業省令第67号）により実施している。

本調査は、売上高、営業費用、従業者数等の基礎的事項に加え、入場者数等の特性事項についても調査しており、我が国のサービス産業の実態を明らかにし、サービス産業に関する施策の基礎資料を得ることを目的として、サービス産業の事業活動の実態等を捉えた我が国で最初の統計調査として創設され、昭和48年以降毎年実施している。

また、調査結果は、主にサービス産業の振興施策の企画・立案のための基礎資料、GDP統計や産業連関表（基本表、地域表等）の作成のための基礎資料等として利活用されているところである。

なお、平成24年2月に経済センサス-活動調査が実施され、本調査の主要な調査事項については調査される予定であること等から、平成23年調査は休止することとしている。

特定サービス産業実態調査の利活用について

特定サービス産業実態調査は公表結果を経済産業省施策における産業構造把握のために活用している他、個々の個票を利用しながらも分析を行っている。

1. 産業活力再生法の認定について

産業活力再生特別措置法（産活法）は、生産性向上を目指す事業者の方に事業計画を立てていただき、大臣が認定した計画に対して、会社法や税制などの特例措置により政策支援を行う法律である。その事業分野別指針の策定に当たっては、特定サービス産業実態調査の調査結果を利用し、産業実態の把握を行っている。

認定された事業分野別指針の例：情報サービス業、ゲームソフトウェア業

2. 調査対象産業における課題等を把握するための基礎資料としての利用

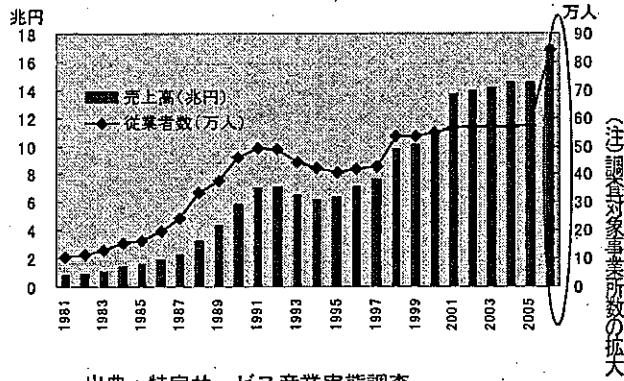
施策を検討する前提として、施策の対象となる産業の現況を調べ、当該産業の課題や構造変化等を把握する必要がある。そのため、施策実施課では、特定サービス産業実態調査を利用し、その産業の課題や構造変化等を把握し、施策を検討するための参考資料として利用している。

事例 1

現在、我が国においては、中小企業におけるIT化及び経営効率化が遅れていると言われており、政府としてその推進に向けた施策を検討しているところ。その中で、特定サービス産業実態調査を利用した日米の情報サービス業における業務の内訳比較（平成17年特サビ及び米国労働省資料による比較）により、我が国サービス業は米国と比較して初期投資が大きい受注ソフトウェア開発の占める比率が大きいことが明らかになり、我が国の中小企業におけるIT化が遅れている要因の一つではないかと推測できる。これを一つの検討資料として、中小企業のIT活用を支援するため、インターネット経由で情報処理を行うため初期投資が少なく、必要なサービスを従量制又は定額制で提供できるSaaS(※)を普及する施策を立案した。具体的には、平成20年度から、財務会計、給与計算等の情報処理サービスを提供する基盤となるシステムの開発を行う。

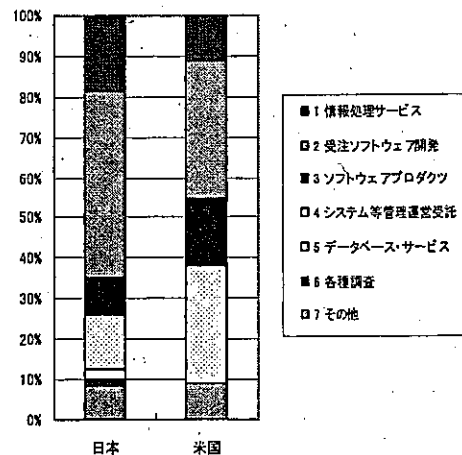
(※) SaaS (Software as a Service)・・・インターネット経由で情報処理を行うサービス、SaaSという用語は、ネットワークを介してソフトウェアをオンラインで利用するという点でASPサービスと似ており、一般的なASPサービスを指す場合もある。

情報サービス業の売上高及び従業者数の推移



出典：特定サービス産業実態調査

売上高ソフトウェア製品比率の日米比較



事例2

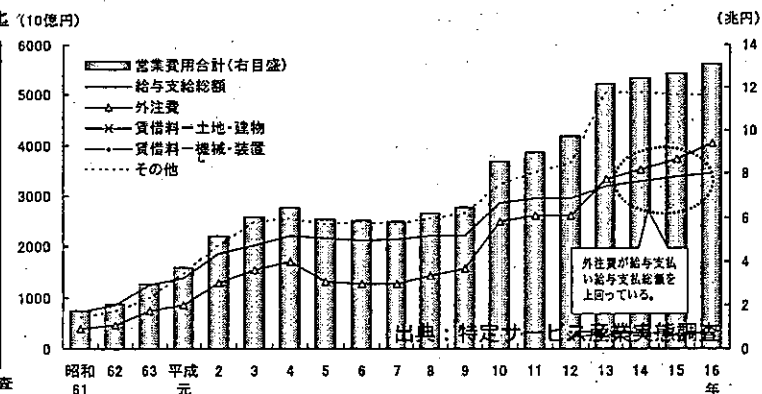
情報サービス業では、情報システムの品質や成果は可視化しにくいいため、取引構造・産業構造が不透明であると言われており、例えば取引価格も人月工数単価により決定されることがほとんどであると言われている。そこで、取引構造・産業構造、情報システムの価値を可視化していくことで、ユーザとベンダの役割分担が不明確であるために契約上の紛争が多発・長期化している現状を解決し、技術の向上や資源投入の効率化に向けた取組を促すとともに、能力ある多様なプレイヤーが多様な機能をユーザに提供できるようにすることが重要であるとされている。

このような中、政府として各種指標・ガイドラインなど産業構造・市場取引を可視化・透明化するツールを整備することを検討しているが、現在における産業構造・市場取引を把握する手段として、例えば特定サービス産業実態調査「情報サービス業」において従業員規模の小さな事業所数が全体の事業所数に占める割合が高く、また営業費用の内訳により、我が国の情報サービス業において、外注費が増加し続けていること等のデータを利用している。

情報サービス業の従業員規模別構成比 (10億円)

従業員規模	事業所数	構成比
4人以下	3,453	21%
5人～9人	3,020	19%
10人～29人	4,856	30%
30人～49人	1,789	11%
50人～99人	1,528	9%
100人～299人	1,199	7%
300人～499人	197	1%
500人以上	220	1%
計	16,262	

(出典)平成18年特定サービス産業実態調査



事例3

コンテンツ産業において、制作と事業展開を担う人材を育成し、国内外の市場における違法コンテンツ対策を進め、潜在的利益を現実化すること等により、現在の売上高を平成32年度までに約5兆円の拡大を見込んでいるが、当該産業に対する施策を検討するための基礎資料が得られる。

3. 具体的施策を実施する際の基礎資料としての利用

事例1

中小小売商業振興法において、商業集積地区等における小売業の商業の規模及び商業集積地区の内外に所在するサービス業を営む事業所の売り上げ規模を集計、比較し、支援対象に中小サービス業を追加する必要性及び効果について検証するための基礎資料を作成する。

4. 既に実施している施策の評価のための基礎資料としての利用

事例1

平成19年より、我が国コンテンツ産業の国際展開を加速するため、「JAPANコンテンツフェスティバル」を創設し、映画、アニメ、ゲーム等の各種コンテンツ関連イベントを一定期間に開催し、日本が強みを持つマルチコンテンツの総合的な発信の場の整備を目指している。

イベント等実施後の売上高や配給本数について、特定サービス産業実態調査のうち「映像情報制作・配給業」において、国外に対する映画やアニメ等の業務種別年間売上高や邦画、洋画、アニメーションの配給本数等を把握し、我が国コンテンツ産業の国際展開の状況を把握し、施策の評価を行う。

事例2

情報基盤強化税制（情報セキュリティ強化のための投資に対する特別償却35%又は税額控除7%を選択適用）においては、新たにSaaSやASP（※）の事業者を適用対象としたが、対象の拡充後の当該事業者の情報化投資の状況を把握するため「インターネット附随サービス業」の「情報通信機器」の営業用固定資産取得額を利用する。また、国内情報セキュリティ体制の整備状況を把握するための一つの指標として、「インターネット附随サービス業」において「セキュリティサービス業務」の年間売上高を把握する。

（※）ASP（Application Service Provider）・・・インターネット経由でアプリケーションや附随するサービスを顧客に提供する事業者

5. その他の利活用事例

公表結果のみならず、個票を目的外利用した利活用実績もある。

事例1 独立行政法人経済産業研究所

我が国経済の生産性向上及び雇用創出のための施策の企画立案に資するため、サービス産業の事業所の生産性、売上高、従業者数及びそれらの変化等について、産業毎に分析を行う。

事例2 茨城県

平成17年茨城県産業連関表の新聞・出版部門の県内生産額を推計するための基礎資料として利用。

事例3 島根県

島根県のソフトウェア業・情報処理提供サービス業の産業振興を図る上での重点部分に位置づけているIT振興施策の立案のための基礎資料として利用。

事例4 大阪府

大阪府の組み込みソフトウェア業の産業育成のため基礎資料として利用し、加えて独自調査を行う際の母集団名簿情報として利用。